



平成26年5月8日

各 位

株式会社 ヨロズ

横浜市港北区樽町三丁目7番60号

代表取締役社長 佐藤和己

(コード番号 7294 東証第一部)

問合せ先 取締役専務執行役員財務部長 佐草 彰

TEL (045) 543-6802

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成26年5月8日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1.1 内部統制基本方針

当社グループの経営姿勢は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を基本としており、このため、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、全てのステークホルダーからの信頼を得て、企業価値を高めることが必要であると認識し、平成17年12月に「ヨロズグループ行動憲章」を制定し、日々の業務運営の指針としております。

当社グループは、この指針に基づき、業務の適正を確保する体制を整備し社会的使命を果たしてまいります。

1.2 内部統制の体制整備に関する方針

当社取締役会において、内部統制の体制整備に関する方針については以下のとおりとすることが決議されております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、「ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範」に基づき、法令、定款及び業務分掌に則って職務の執行にあたるものとする。

総務部は、

(ア)コンプライアンスに関する重要課題と対応について横断的に統括し、取締役及び使用人に必要な教育を実施する。

(イ)各部署の日常的なコンプライアンス状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。

(ウ)社内通報制度(社内呼称「我慢しないで相談箱」)の運営を行い、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図るとともに、定期的に執行役員会に報告する。

内部監査室は、

(ア)コンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告する。

(イ)財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、法令及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、適切に保存及び管理する。

情報の保管の場所及び方法は、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を文書管理規程に定める。

情報の管理の期間は、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程に定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程に基づき、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、対策を講じるべきリスクかどうか評価を行い、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき代表取締役会長又は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害及び被害の拡大を防止し、これを最小限に止めるとともに再発防止を図る。

総務部は、各部署の日常的なリスク管理状況をチェックし、必要に応じ改善を指示しそのフォローを行う。

内部監査室は、リスク管理状況の監査を実施し、取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画及び年度業務計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲し迅速な意思決定を図る。

取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する。

執行役員等によって構成される執行役員会を月1回以上開催し、業務執行に関する個別経営課題の迅速な解決を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の子会社は、当社が制定している関係会社管理規程に基づき業務を遂行するものとする。

当社の子会社の取締役及び使用人は、当社が制定した「ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範」に基づき、法令、定款及び業務分掌に則って職務の執行にあたるものとする。

各子会社は、コンプライアンス体制を確立するとともに、子会社各社の取締役及び使用人に必要な教育を実施する。

総務部は、子会社のコンプライアンスに関する重要課題と対応について横断的に指導、統括する。

内部監査室は、子会社のコンプライアンス状況の監査を実施し、取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、短期集中的な監査を要する重大事態が発生した場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができ、その場合は、当社は監査役と協議し、その意見を十分考慮した上で、適切な人材を配置するものとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査役会に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議の上制定し、その規程に定められた事項について定期的に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、代表取締役及び会計監査人との定期的及び随時の情報交換の機会を確保する。

1.3 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社及び当社グループの役員及び使用人が遵守すべき行動規範において、反社会的な活動や勢力に対しては毅然として対応し、いかなる不当要求や働きかけに対しても利益供与は一切行わないことを宣言し、この行動規範の遵守を徹底することにより反社会的勢力との関係を遮断している。また、対応統括部署を総務部とし、総務部において常に関係情報を入手して注意喚起を行い、反社会的勢力との接触を防止している。そして、万一、反社会的勢力から不当要求を受けるなど何らかの関係が生じた場合に備え、直ちに総務部に報告・相談できる体制及び総務部を中心に警察その他外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を整備している。

以上